

伊曾乃神社例大祭に於ける屋台・みこしの統一運行に関しては、その台数の増加に伴い昨今に於てはその秩序も乱れがちであります。又、ここ数年來一部の屋台・みこしの狼藉の振舞いは眼に余るものもあり、之を放置するは西条祭の存続にも影響しかねないとの指摘も巷間なされております。

我々はこの問題を由々しきものとして以前より議論を重ねてまいりましたが西条祭の将来という事を鑑みて左記の如く定め書を採択いたしました。

定 め 書

- 一、大祭期間中は何事も御神輿最優先とし、特に御殿前に於ては御神輿が裁判所南側（公園前）に到着と同時に屋台、みこしの練りは直ちに中止し、御殿前神楽所への渡御に支障のないよう務める事。
- 二、神社境内並びに御旅所、御殿前神楽所への屋台、みこしの乱入により傷害事故、神具類破損等おこした場合は三年以内の奉納停止と弁済を伴うものとする。復活の際は一年以上全屋台の最後部とする。
- 三、統一行動中、昼食等の理由により自町内へ帰る屋台は途中で順位には入れず、脱落と認め、翌一年間の奉納停止とし、又、復活の際は一年以上最後部とする。
- 四、屋台同士の喧嘩は双方ともに翌一年間奉納停止とする。復活の際は、前項通りとする。
- 五、運行途中で台車を外し、町内を往来する屋台、又、屋台間隔五十米以上離れている屋台に対しては一年間の奉納停止とする。復活の際は右に同じとする。
但し、不測の事態が生じ運行不能となるも、後続屋台を速やかに優先させ、直ちに鬼頭に通報せし場合は例外とする。
- 六、踏切内での練り等、違法行為を犯せし屋台・みこしにあつては、即運行停止、当分の間奉納停止処分とする。
- 七、その他、鬼頭の通達事項を軽視する行為があつた場合は、その軽重の度合により斟酌する。

平成十二年三月